

長崎市民
市内中小企業者
対象!!



電気は買う時代から
創る時代へ!

わたしからできるゼロカーボン!

(令和8年度長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金)

太陽光発電設備及び蓄電池 の導入を支援します!

申請受付期間

令和8年11月30日まで。

※申請書受理日で先着順の受付となり、予算上限に到達し次第、申請期限前であっても受付を終了します。

※事前申請制です! 交付決定後の発注、契約、着工となります。**事後申請は補助対象外**となります!

※**令和8年12月18日までに事業完了が必要です。**(裏面参照)

補助対象者



● 次の要件をすべて満たす方

	個人の方	中小企業者の方
太陽光発電設備 蓄電池	<p>①下記のア～ウのいずれかに該当する方 ア長崎市民である方 イ実績報告書を提出する日までに長崎市民である方 (例: 令和8年度中に長崎市に転入予定の方で、新築住宅に居住開始する方など) ウ単身赴任等により本市以外に住所を有する方で、生計を一にする方が長崎市民である方</p> <p>②長崎市にある住宅の所有者であって、自ら居住又は居住予定の戸建住宅の敷地内に補助対象設備を新たに設置する方</p>	<p>①長崎市内の事業所等に当該設備を新たに設置する長崎市内の中小企業者</p>
	(共通事項) ①市税等の滞納がないこと ②暴力団員並びに暴力団関係者でないこと	

補助対象設備 (リース、中古品を除く)

- ①太陽光発電設備 (1kW以上10kW未満で自家消費型 (FIT・FIP認定を受けていないこと))
- ②蓄電池 (1kWh以上で定置式及び太陽光発電設備と同時設置に限る)



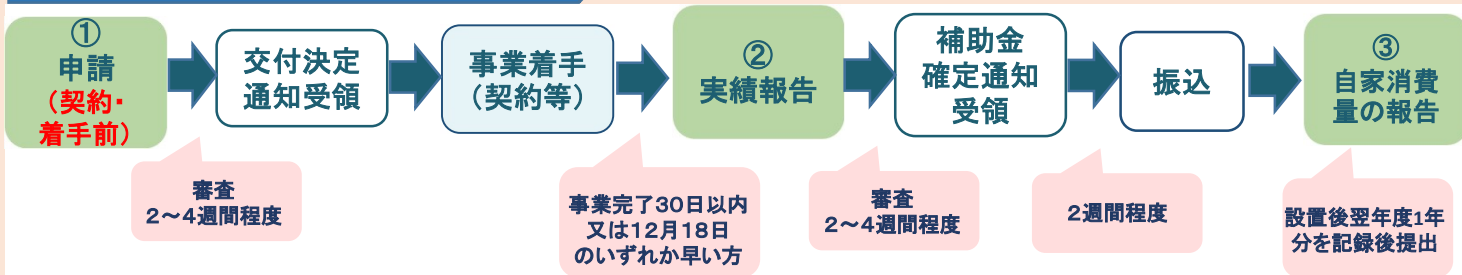
申請に必要な書類など詳しい条件等は必ず市ホームページでご確認ください

お問合せ: 長崎市役所ゼロカーボンシティ推進室 095-829-1251 (平日) 8:45~17:30

※ この補助事業は(株)ながさきサステナエナジー様からの寄附金を活用して実施しています。

補助対象設備	補助額※	補助限度額	補助対象経費(消費税除く)
太陽光発電設備	個人:7万円/kW 中小企業者:5万円/kW	35万円	購入費用及び設置等の工事費用
蓄電池 ※太陽光と同時設置に限る	5万円/kWh 若しくは、 蓄電池の価格の1/3の少ない 方の額	25万円	購入費用及び設置等の工事費用

申請から補助金交付までの流れ



① 申請時提出書類

※提出期限は、令和8年11月30日まで。

※申請書受理日で先着順の受付となり、予算上限に到達し次第申請期限前であっても受付を終了します。

【提出書類】

長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付申請書(第1号様式)

【添付書類】

①長崎市ゼロカーボンシティ推進事業計画書(第2号様式) ※中小企業者の方は(第2号様式の2)

②暴力団等の排除に関する誓約書(第3号様式) ※中小企業者の方は(様式3号の2)

③補助対象経費が確認できる見積書等の写し

④補助対象設備の機能を詳細に確認できる資料(カタログ等)

⑤①~④のほか、次に掲げる書類

ア 誓約書(第3号様式の3)

イ 太陽光発電設備等導入費補助金計算書(第4号様式)

ウ 補助対象設備により発電する電力の消費量計算書(第5号様式)

エ 補助対象事業費内訳書(第6号様式)

オ 機器配置図

⑥中小企業者の方は、登記事項証明書(個人事業主は、所得税青色申告決算書の写し等)

⑦中小企業者の方は、市税、事業税、消費税を滞納していないことの証明書

② 実績報告時提出書類

※令和8年12月18日までに事業完了が必要です。

※実績報告は、完了から30日以内、若しくは令和8年12月18日のいずれか早い方が提出期限です。

【提出書類】

補助事業等実績報告書(長崎市補助金等交付規則第4号様式)

【添付書類】

①長崎市ゼロカーボンシティ推進事業収支計算書(第9号様式)

②領収書(領収書がない場合は、補助対象者が経費を支払ったことが証明できるもの)の写し

③工事請負契約書又は売買契約書及び保証書(保証書がない場合は、これに代わる書類で新品であることが証明できるもの)の写し

④①~③のほか、次に掲げる書類

ア 太陽光発電設備等導入補助金実績報告書(第10号様式)

イ 補助対象事業費内訳書(実績)(第11号様式)

ウ 補助対象設備の施工前及び施工後の状況を記録した写真(蓄電池を設置する場合は、蓄電池を含む。また対象機器すべての写真)

エ 補助対象設備の設置状況を記録した写真(設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもので、蓄電池を設置する場合は、蓄電池を含む。)

オ 電力会社の系統との接続契約書の写し又は系統との接続が確認できる書類(「自家用発電設備等の連系に関する契約のご案内」など)

カ 売電契約書の写し(余剰電力を売電する場合に限る。「再生可能エネルギー発電からの電力需給契約のご案内」など)

キ 太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類(蓄電池を設置する場合に限る。)

⑤補助対象者名義の金融機関の口座を確認できる書類(通帳の表紙及び見開き1ページ目の写し)

※その他、太陽光発電設備の法定耐用年数が経過するまで、実績を記録し管理しなければならない。補助対象事業の完了年度の翌年度1年分を、自家消費量に関する報告書(様式第12号)により市長に報告しなければならない。

また、経理を明らかにする帳簿を作成し、5年間保存しなければならない。

提出先

